

三田市議会事務局処務規則の一部改正の概要について

【改正趣旨】 人事異動により、議会事務局に新たな役職職員が配置された場合に対応するため、標記規則における所要の規定整備を行うもの。

【関係法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条
三田市議会事務局設置条例（昭和33年5月15日）条例第9号

【改正内容】 職責及び職務権限、専決及び代決の規定の見直し（第6条、第7条関係）

【現 行】

（職務）

- 第6条 事務局長は、議長の命を受けて局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所管事務の執行に当たる。
 - 課長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 副課長、課長補佐、係長、主査、主任及び書記は、上司の指揮を受け、局の事務に従事する。

（専決）

- 第7条 事務局職員の事務の専決については、三田市事務処理規則（昭和51年三田市規則第27号。以下「規則」という。）を準用する。この場合において、規則別表第2中「部長等」及び「次長等」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。
- 局に課長を置くときは、事務局長の専決事項のうち規則別表第2に規定する課長等の専決事項を課長限りで専決することができる。

【改正案】

（職責及び職務権限）

- 第6条 三田市議会事務局設置条例（昭和33年三田市条例9号。）第5条第1項に定める職員以外の職員の職責及び職務権限については、三田市事務処理規則（昭和51年三田市規則第27号。以下「規則」という。）を準用する。

（専決及び代決）

- 第7条 事務局職員の事務の専決及び代決については、規則を準用する。この場合において、事務局に次長を置くときは、規則別表第2及び規則第20条中「部長等」とあるのは「事務局長」と読み替え、事務局に次長を置かないときは、規則別表第2中「部長等」及び「次長等」とあるのは「事務局長」と、規則第20条中「部長等」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

（施行期日）

- この規則は、平成31年3月25日から施行する。

【施行期日】 平成31年3月25日